## ◎佐賀県条例第11号

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校設置条例(昭和39年佐賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
1 略		1 略	
2 高等学校		2 高等学校	
県立学校の名称	位置	県立学校の名称	位置
略		略	
佐賀県立高志館高等学校	略	佐賀県立高志館高等学校	略
佐賀県立伊万里農林高等学校	伊万里市		
佐賀県立佐賀農業高等学校	略	佐賀県立佐賀農業高等学校	略
略		略	
佐賀県立鳥栖商業高等学校	略	佐賀県立鳥栖商業高等学校	略
佐賀県立伊万里商業高等学校	伊万里市		
佐賀県立牛津高等学校	略	佐賀県立牛津高等学校	略
佐賀県立唐津南高等学校	略	佐賀県立唐津南高等学校	略
		佐賀県立伊万里実業高等学校	伊万里市
佐賀県立鹿島高等学校	略	佐賀県立鹿島高等学校	略
略		略	
3 略		3 略	

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の佐賀県立学校設置条例別表に規定する佐賀県立伊万里農林高等学校及び佐賀県立伊万里商業高等学校は、この条例による改正後の佐賀県立学校設置条例別表の規定にかかわらず、佐賀県立伊万里農林高等学校にあっては平成33年3月31日までの間、佐賀県立伊万里商業高等学校にあっては平成34年3月31日までの間、存続するものとする。